

7 土第 408 号
令和 7 年 12 月 23 日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を
改正する法律の全面施行について（通知）

このことについて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長、建設振興課長、大臣官房参考官から、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、当該通知の趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体会員に対する周知をお願いいたします。

【概要】

令和 6 年 6 月に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、このうち、「受注者に対する不当に低い請負代金による契約締結の禁止」及び「受注者に対する著しく短い工期による契約締結の禁止」、「建設工事の見積書に記載すべき事項の明記、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積り・見積り変更依頼の禁止等」、「入札金額の内訳書に記載すべき事項の明確化」等に係る規定が令和 7 年 12 月 12 日より施行され、これにより一部改正法は全面施行されることとなった。

また、令和 6 年 9 月の一部改正法の一部施行により、中央建設業審議会が労務費に関する基準を作成・勧告できることとされたことを踏まえ、令和 7 年 12 月 12 日に同基準が勧告された。

これにより、上記の改正事項の施行と併せ、公共工事・民間工事にかかわらず、適正な労務費が受発注者間、元請一下請間、下請間の全ての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを担保する制度的な枠組みが確立することとなる。

愛媛県土木部管理局土木管理課
契約・建設業グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2
電話：089-912-2643（係直通）
e-mail：dobokukanri@pref.ehime.lg.jp